シリーズ 公的保障の基礎知識 Vol.1

公的年金①―老齢給付

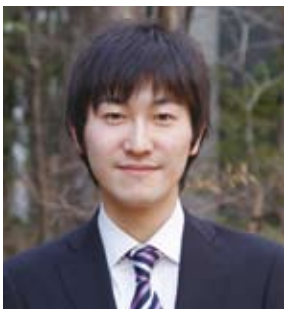

（財）地方公務員等ライフプラン協会
業務部企画課主査
紺谷健一郎

「保険の見直し」。ライフプランセミナーを受講する多くの方々が耳にする言葉ではないでしょうか。入りすぎの保険を見直し、不必要な支出を抑えるためには、公的保障の知識を持ち、活用することが大切であると言われます。もちろん、世間には公的保障の解説本は多く出回っていますし、共済組合や日本年金機構も制度の周知を推進しています。

しかし、情報が飽和する中で、自分が知っておくべきことが、少し見えづらくなっているかもしれません。このシリーズでは、公的保障のアウトラインを読者の皆さんに掴んでいただくことを目的とし、詳細な部分を省略しながら概略的な解説をしていきます。シリーズを通じて、「何が何だかわからない」が、「何となく見えてきた」に変わり、公的保障の知識を広げていくための足がかりとなれば幸いです。

第1回目と第2回目では、公的年金を取り上げます。公的年金には老齢給付、遺族給付、障害給付の三つがありますが、今回は老齢給付を解説していきます。老齢給付とは、老後にもらう年金。私たちにとって最も馴染み深い年金ですね。

地方公務員が加入する年金

地方公務員が加入している年金制度は、図1のように、共済年金と国民年金（第2号）です。共済年金は公務員が加入する被用者年金。民間企業に勤める会社員が厚生年金に加入するのに対し、公務員はこちらに加入します。国民年金は、全国民に対し20～60歳の40年間の加入が義務付けられており、第1～3号被保険者のいずれかの形態で必ず加入することとなります。

第1号は自営業者や無職の方の加入形態です。保険料は定額で、月額1万5020円（平成23年度）です。

第2号は雇用者の加入形態で、公務員や会社員が該当します。共済年金や厚生年金の加入期間が、同時に国民年金の加入期間としてもカウントされる、というもの。直接的に納める保険料はありません。雇用者は、月々の給料やボーナスから共済年金・厚生年金の保険料が天引きされていますが、そうして積み上げられた財源の一部が、国民年金の給付に使用される（基礎年金拠出金）ことで、間接的な負担をしています。

第3号は、第2号の被扶養配偶者の加入形態です。例えば、会社員や公務員の、専業主婦の妻がこれに該当します。保険料はなく、第3号の有無によって第2号の保険料が異なることはありません。つまり、夫が妻の保険料を払っているわけではありません。第3号は、年金制度全体から支えられて国民年金に加入している、と言えます。

いつからもらえるの？

前節で、地方公務員は共済年金と国民年金（第2号）に加入していることがお

わかりいただけたと思います。では、地方公務員の皆さんが老後に受け取る年金はどのようなものでしょうか。

図2をご覧ください。共済年金制度から「退職共済年金」、国民年金制度から「老齢基礎年金」と、二つの年金がそれぞれ共済組合と日本年金機構から支給されます。退職共済年金は、共済年金を含む公的年金への加入年数を25年以上有していること、老齢基礎年金は、国民年金への加入年数を25年以上有していることが支給の条件です。

図１：地方公務員が加入する公的年金

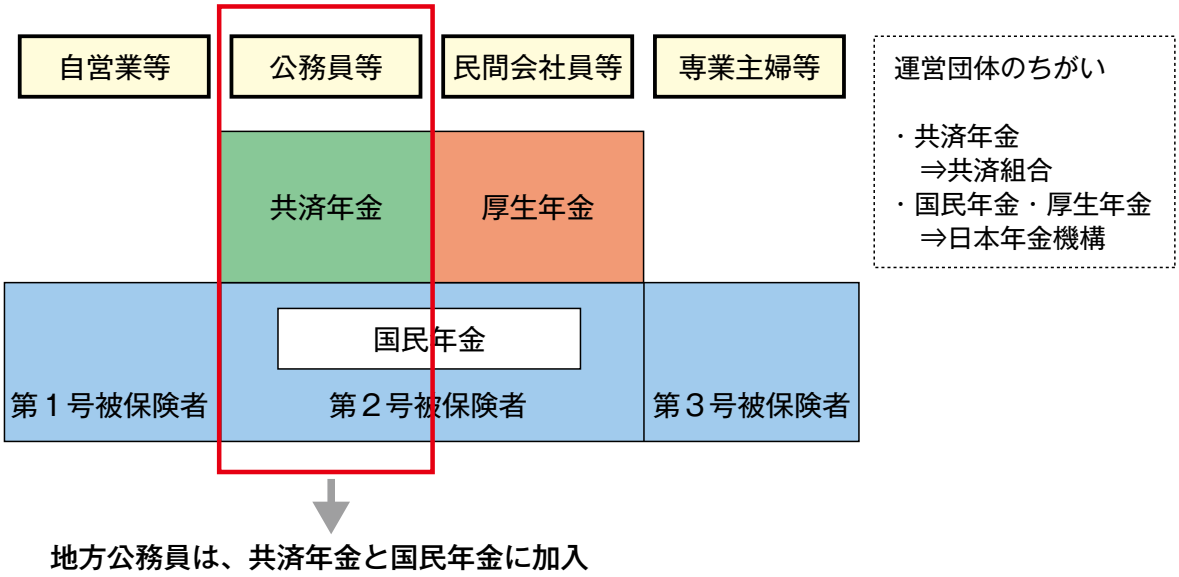

図２：地方公務員が老後に受給する公的年金

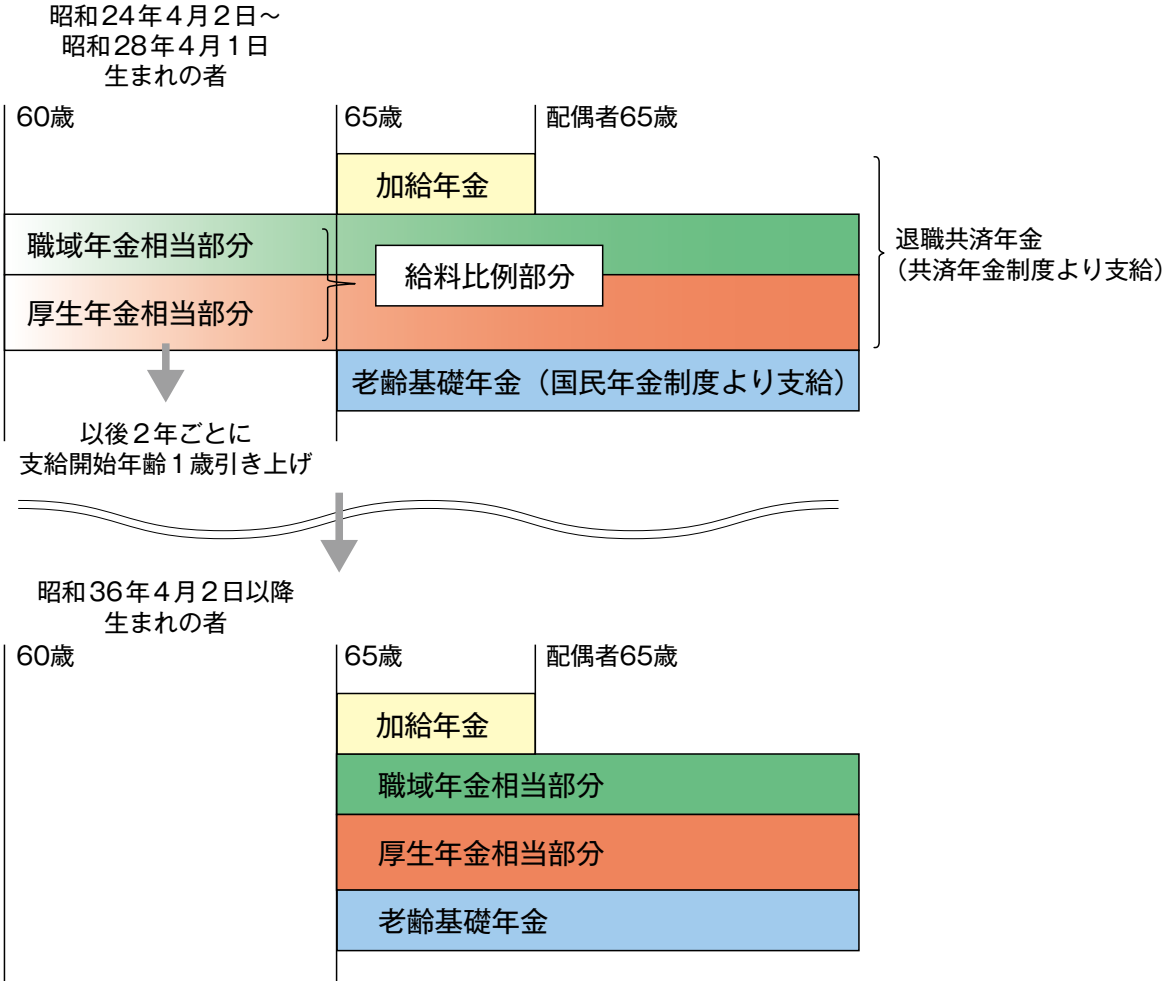

※特定警察職員等（（退職共済年金を受ける権利を獲得したとき（既に退職している方にあっては、退職のとき）、特定階級職員（警部以下の警察職員・消防司令以下の消防吏員（りいん）等）として在職し、かつ、引き続き20年以上特定階級職員等として勤務していた方））については、引き上げが６年遅れとなります。

退職共済年金は支給開始年齢が段階的に引き上げられており、昭和24年4月2日～昭和28年4月1日生まれの方については60歳から支給がスタートします。これに対し、老齢基礎年金は5年遅れで、65歳からの支給となります。65歳に達し、退職共済年金と老齢基礎年金の両方が支給されている状態を一般的に「満額支給」と言います。なおこの例は、前職で民間企業に勤めた等の経験（厚生年金加入歴）のない方を前提としています。

いくらくらいもらえるの？

それではここからは、皆さんにとって最も気になる年金の支給金額についてご説明します。

退職共済年金

退職共済年金は、主に次の二つの部分により構成されています。

・厚生年金相当部分

民間企業に勤める方が受け取る厚生年金に類似・相当した部分。

・職域年金相当部分

厚生年金にはない、共済年金特有の上乗せ部分。厚生年金相当部分の5分の1程度の金額（共済年金加入期間20年以上の場合）。

この二つは、共済年金加入期間とその間の給料・給与から計算されるため、「給料比例部分」と呼ばれます。

さらに、付加的なものとして次のものがあります。

・加給年金（年額39万6000円：定額・平成22年度）

65歳になり、満額支給となった時点で、次の要件を満たす配偶者がいる場合に加算される。配偶者の扶養手当のような意味合いを持つ年金。

〈要件〉

・配偶者が65歳未満であること

・年金受給者本人と配偶者との間に生計維持関係があること

生計維持関係は、多くの場合には、配偶者の恒常的な年収が850万円未満であり、かつ同一世帯に居住していることで認められます。ただし、単身赴任等による別居など、やむを得ない理由がある場合は、申し立てにより生計維持関係が認められることがあり、ケースバイケースであると言えます。

加給年金の支給は、妻が65歳になると打ち切られます。なぜなら配偶者自身の老齢基礎年金が支給開始されるからです。また、配偶者が20年以上の加入期間のある共済年金や厚生年金を受給できる場合（共働きであった世帯など）は、加給年金は支給停止となります。一定の年齢以下の子について加算される加給年金もあります。

退職共済年金の構成は、大まかにはこのようになっています。金額は当然人それぞれで異なりますし、個人で計算するのは大変困難です。現在地方公務員共済組合では、「地共済年金情報Ｗｅｂサイト（https://www.chikyonenkin.jp/）」にて、組合員に対して情報を提供しています。サイト上でログインＩＤとパスワードを取得すれば自分の共済年金の加入記録や試算額等を確認することができますので、チェックしてみましょう。

老齢基礎年金

65歳から支給される老齢基礎年金は、図3のように、退職共済年金に比べてシンプルな計算式から求められます。20～60歳までの480月（40年）のうち、何カ月国民年金に加入していたかによって金額が決まり、最大79万2100円（平

図3：老齢基礎年金の計算式

老齢基礎年金（年額）：

$$79万2{,}100円（平成22年度額）\times \frac{国民年金加入月数}{480月}$$

※　保険料免除期間については計算が異なります

成22年度）の、期間比例の年金です。ご自身での試算にチャレンジしてみてください。

ここまで、地方公務員の皆さんが老後「どのような」年金を「いつから」、「いくら」受け取るのかを解説してきました。ここからは、年金を受給する年齢に近づくと、多くの方が行き当たるであろう疑問にお答えしていきます。

退職共済年金が支給停止される場合とは？

前述のとおり、年金の満額支給開始年齢は65歳です。ですから定年退職後、65歳までの間、退職共済年金の収入のみを頼りに生活するのは厳しいと感じる方が多いと思います。不足を補うために、再就職や地方公共団体の再任用を検討することとなりますが、再就職あるいは再任用により、退職共済年金が支給停止となることがあります。

そこで、次は各ケースの支給停止について、解説します。

民間企業に再就職したら

民間企業に再就職し、厚生年金に加入すると、図4のように、退職共済年金の一部が支給停止となる場合があります。大まかなイメージとしては、年収（退職共済年金＋再就職での給与）を12で割り、1カ月あたり47万円を超えると、超過額に応じて支給停止がかかる、というものです。厚生年金に加入しない場合（アルバイト等）は支給停止の対象にはなりません。

なお、再就職し、厚生年金に加入する場合は、共済組合に対して「再就職届書」による申告が必要です。

地方公共団体で再任用されたら

地方公共団体の再任用には、「フルタイム」と「短時間」（4分の3勤務）の2種類が設けられているケースが多いようです。このケースに合わせ解説します。

図4：退職共済年金の一部支給停止（再就職先で厚生年金に加入する場合）

支給停止額（年額）：

（給与：・再就職先での標準報酬月額（※1）・過去1年間に受けた手当（※2）÷12カ月 ＋ 退職共済年金：・厚生年金相当部分÷12カ月（※3） −47万円）×$\frac{1}{2}$×12カ月

☆支給停止額≦厚生年金相当部分の額

※1　標準報酬月額：再就職先で加入する厚生年金や健康保険の保険料の算定基礎となる額。≒月給（総額）

※2　過去1年間には、再就職後だけではなく、現職時に受けた期末勤勉手当等も含まれます。

※3　職域年金相当部分は、支給停止額の計算には含まれません。

イメージ図：

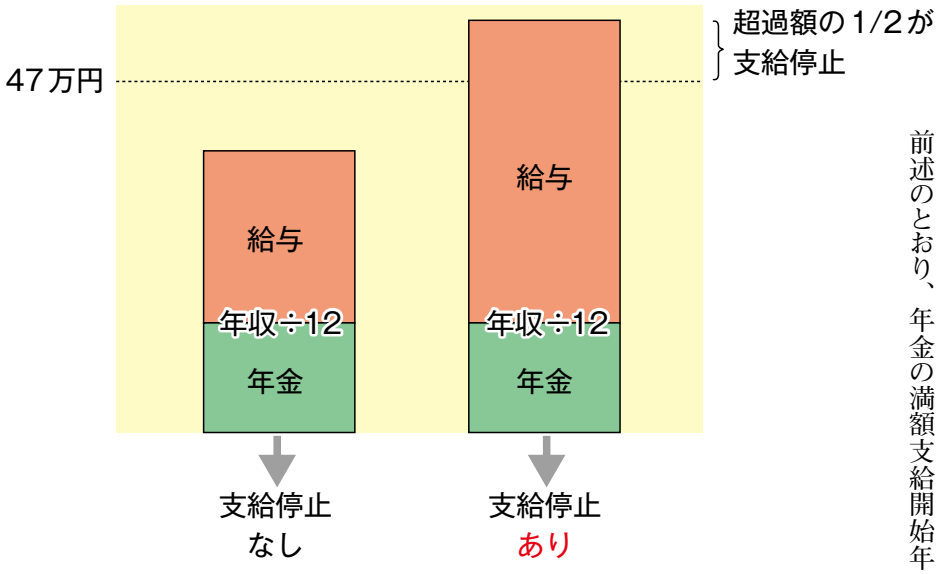

・「フルタイム」

再任用でフルタイムの方は、定年退職後も引き続き共済組合員となり、共済年金に加入します。このため、共済組合において、現職と変わらない取扱いとなります。退職共済年金は、在職中は原則全額支給停止となりますが、再任用フルタイムも同様の扱いです。

ただし、現職時と比べ再任用フルタイム時の給与が大幅に下がることにより、退職共済年金の一部が支給される場合があります。

・「短時間」

再任用で短時間の方は、民間企業同様、厚生年金に加入します。そのため、先述した民間企業での再就職の場合と同じ取扱いとなります。

老齢給付の年金に対する所得税は？

退職共済年金や老齢基礎年金など、老齢給付の年金は、所得税法上「雑所得」として課税され、年金支給の都度、所得税が源泉徴収されます。給与所得等と同様、申請により扶養控除を受けることができます。

老齢基礎年金は繰上げ受給できる？

老齢基礎年金は原則65歳からの支給ですが、申請により1カ月単位で繰上げて受給することができます。最大5年、つまり60歳から受給することも可能です。

ただし、1カ月の繰上げにつき老齢基礎年金が0・5％減額されます。1年で6％、5年で30％です。例えば65歳から79万2100円を受給できる方であれば、5年繰上げると30％減ですので、55万4500円となります。

一度繰上げの申請をすると、二度と撤回することはできません。つまり、一生涯減額された老齢基礎年金が支給され続けるという重大なデメリットがありますので、繰上げ受給するかどうかについては深く検討することが必要です。

また逆に、繰下げにより、金額を増やすことも可能です。

老齢基礎年金を増やしたい！

高齢任意加入

60歳までに国民年金の加入月数が480月に満たない場合、60歳～65歳までの最大5年間、加入月数480月を限度として、国民年金に任意加入することが可能です。

ただし、他の公的年金に加入（再就職先で厚生年金に加入等）しながら、この任意加入をすることはできません。定年退職後に再就職をしなかった方や、専業主婦などが利用することとなります。保険料は、第1号被保険者と同様で月額1万5020円です。

付加年金

前記の高齢任意加入または第1号被保険者は、月々の保険料に400円をプラスして納付すると、老齢基礎年金に「付加年金」が上乗せされます。上乗せ額は年額で、200円×付加保険料納付月数です。

例えば、付加保険料を1年間納めると、400円×12カ月で4800円となります。これに対し、年金額は200円×12カ月で2400円が増額されます。つまり、保険料が2年で回収できるということですので、金額は決して大きくありませんが、お得な制度と言えるでしょう。

以上、公的年金の老齢給付について、地方公務員のオーソドックスな受給形態に沿って解説を進めてきました。次回は公的年金②として、遺族給付・障害給付を取り上げる予定です。

※文中の年金額は、平成22年度額です。平成23年度の年金額は、0・4％引き下げとなることが厚生労働省より発表されています。